

1. 教育の現状

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成教育は、専門学校、大学、特別支援学校（盲学校）等で行われている。このうち専門学校は養成施設として厚生労働大臣の認定を受け厚生労働省の指導・監督を受けており、大学と特別支援学校は学校として文部科学大臣の認定を受けて文部科学省が所管している。専門学校は高等教育機関に属していることから、専門学校の課程を修了した者に対し「専門士」（平成6年文部省告示第84号）の称号が付与されている。他のコメディカル教育と異なる特色として、視覚障害者を対象とする教育システムが確立されていることが挙げられる。

2013年4月現在の教育機関数は、晴眼者対象では、専門学校91校、大学11校（いずれも私立）、視覚障害者対象では、大学1校（国立）、特別支援学校57校（公立55、私立2）、就労移行支援・養成施設5施設（国立4、公立1）、専門学校1校（私立）である。課程別にみると、晴眼者対象の教育機関では、あん摩マッサージ指圧課程を設置する養成施設が2校、はりきゅう課程が95校、あん摩マッサージ指圧はりきゅう課程が19校であり、視覚障害者対象の教育機関では、中卒以上のあん摩マッサージ指圧課程が47校、高卒以上が38校、中卒以上のあん摩マッサージ指圧はりきゅう課程が3校、高卒以上が63校となっている。大学院教育は、修士課程を設置している大学が7校、博士課程は1校のみである^{1,2)}。

2. 免許と試験制度について

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」では、医師以外の者が鍼灸等の業務を行う場合は免許を受けなければならない旨を規定し（第1条）、免許を受けるためには学校又は養成施設において所定の修業を修めることのほか、厚生労働大臣の行う国家試験に合格しなければならない旨規定している（第2条）。

免許の登録及び試験事務については、1990年に設立された（公財）東洋療法研修試験財団が厚生労働大臣指定機関として実施している。特に試験事務においては、視覚障害者が受験する上で不利益のないよう十分配慮されたシステムが確立されている。

2013年2月には第21回国家試験が実施され、あん摩マッサージ指圧師1,584人（86.3%）、はり師4,005人（77.7%）、きゅう師4,138人（79.0%）が合格している。（括弧内は合格率）³⁾。

3. 就業者数と主な就業先

2012年末現在の就業者数は、あん摩マッサージ指圧師109,309人、はり師100,881人、きゅう師99,118人である⁴⁾。20年前と比較すると、あん摩マッサージ指圧師が約16%増加したのに対し、はり師は59%、きゅう師が51%と著しく増加している（図1）。その理由は、2000年より、はり師きゅう師養成施設の新増設が認められるようになり、その後年々施設数が増加したためである。はり師きゅう師の増加に伴い女性施術者の占める割合が増えつつあり、3割強を占めている。

主な就業先としては、施術所勤務、あるいは開業して施術業務に就いている者が最も多く、その他病院・医院などの医療機関や老人保健施設・福祉施設、スポーツ関連施設等となっている⁵⁾。近年、高齢化の進展に伴い、在宅における医療マッ

^{*1} Massage Therapist, Acupuncturist and Moxibustionist

^{*2} Seiichi Sugiyama 東海医療学園専門学校

サージや鍼灸のニーズが高まっており、医師をはじめとする医療専門職や福祉従事者との連携が重要な課題となっている。

4. 卒後・生涯研修制度および学会の認定制度について

（公財）東洋療法研修試験財団では生涯研修制度を設け、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師関係団体との共催による研修会を実施し、あるいは関係学会と連携して生涯研修の推進に努めている。本研修制度では医学教養、基礎医学、臨床などを研修内容として、一定の単位数を取得した修了者に対して財団より修了証書が交付され、また、本修了証書を8年間に5回取得した

者に対して財団理事長が表彰を行う。なお、修了者および表彰者については、財団ホームページに氏名が掲載される。

（公社）全日本鍼灸学会では、はり師きゅう師の資質向上を目的として、一定の学術水準を有すると認められる者を鍼灸学の学術水準保持者として認定している。認定申請の資格として、学会在籍5年以上の正会員で、学会が定めた履修基準を満たした者、または認定試験に合格した者と定めている。なお、本認定の期間は5年間と定められ、あらためて履修基準を満たすことが更新の条件となっている。

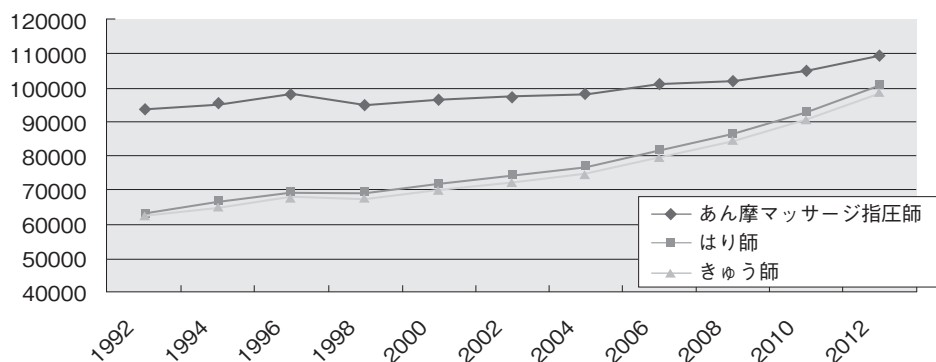


図1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師就業者数の推移（厚生労働省：「衛生行政報告例」データより作成）

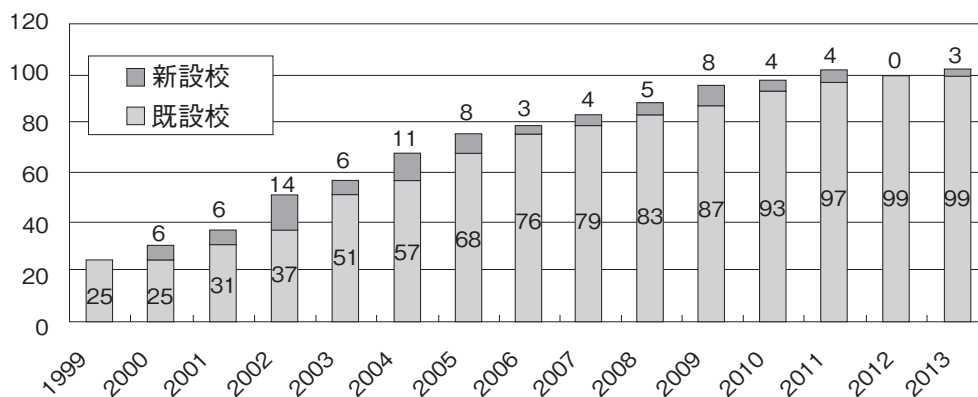


図2 はり師きゅう師養成施設数の推移（厚生労働省「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」資料より）

5. 課題と展望

前述のとおり、2000年より晴眼者対象のはり師きゅう師養成施設の新増設が認められるようになった結果、養成施設数は以前の約4倍に増加し、志望者の門戸は大きく広がった(図2)。教育現場における近年の傾向として、学生の基礎学力やメンタル面、モチベーションの低下等が問題視されており、多様な学生に対するサポートなど教員の負担が増えつつある。

知識の領域については国家試験が一定のバリアとして機能しているが、施術者としての人間性や技能の評価については各養成施設に委ねられているため、養成施設間における評価のバラツキが懸念されている。国民の信頼を高めるためにも、一定レベルの技能等を身につけた施術者が養成されているか、相互評価や第三者評価により適正に評価することが重要課題である。

(公社)東洋療法学校協会では、2009年より、会員校の教員が他校の学生の技能を評価する「はりきゅう実技評価」を実施し、技能評価の適正化に努めている。今後はすべての養成施設が実技評価に参加できるよう体制を整え、推進することが必要である。また、基本的臨床能力を身につける

ための卒後教育の実施に向けた検討を関係団体とともに進めており、現在試行的な取り組みが行われている。

近年、養成施設は、より実践的な職業教育機関としての役割が期待されている。保健医療福祉に関連した施設や関係団体との連携を密にして教育のレベルアップを図るとともに、教員のプロフェッションとしての実務卓越性を高めることが重要課題である。各養成施設においては、関係業団体等との協力のもと、FDや実習等のさらなる充実が求められている。

■文 献

- 1) 厚生労働省医政局医事課. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設. 2013.
- 2) 藤井亮輔. 日本における理療教育の現状と課題, 日本の視覚障害者, 日本盲人福祉委員会編. 2013.
- 3) (公財) 東洋療法研修試験財団. <http://www.ahaki.or.jp/examination/examinees.html>
- 4) 厚生労働省. 衛生行政報告例. 2012.
- 5) (公社) 東洋療法学校協会. 第4回あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師免許取得者の進路状況アンケート調査報告書. 2012. p.22.